

現在、募集を行っていません。 ※募集の際は当ページにてご案内いたします。

アドボカシー相談員（週 2 勤務）（会計年度任用職員）募集のお知らせ

職 種	アドボカシー相談員（週 2 勤務）
業 務 内 容	電話や患者相談窓口等において、患者さんやご家族の困り事、悩み事、病院に対するご意見等の相談を受ける業務です。アドボカシー（advocacy）には「擁護」「代弁」といった意味があり、アドボカシー相談員には、患者さんやご家族の訴えを傾聴し、第三者的な立場から、患者さんやご家族と病院を仲介する役割が期待されます。
資 格	看護師免許、社会福祉士等の資格を有していることが望ましい。医療系の資格がない場合、採用後、医療対話仲介者の研修（原則出張扱い）を受講していただきます。
募 集 人 数	1 名
勤 務 時 間	週 2 日（週 15.5 時間勤務） 勤務時間帯：月～金曜日のうち 2 日 8:30～17:00（休憩 45 分）
任 用 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで ※ 勤務状況により次年度以降、再度の任用有
試 用 期 間	原則として 1 か月
所定外労働の有 無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 91,547 円 交通費：上限 55,000 円/月（実費） 有給休暇：初年度 3 日（1 年間の任用の場合） 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額には地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されることがあります。
申 込 方 法	・医療安全管理室 榎原（うめはら）まで直接電話でお問合せください。 川崎市立川崎病院 044-233-5521（代表） ・お問合せの後、履歴書（川崎市所定様式）をお送りください。 ・書類を確認後、状況に応じて面接を実施します。
応 募 要 件	・地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

アドボカシー相談員（週3勤務）（会計年度任用職員）募集のお知らせ

職 種	アドボカシー相談員（週3勤務）
業 務 内 容	電話や患者相談窓口等において、患者さんやご家族の困り事、悩み事、病院に対するご意見等の相談を受ける業務です。アドボカシー（advocacy）には「擁護」「代弁」といった意味があり、アドボカシー相談員には、患者さんやご家族の訴えを傾聴し、第三者的な立場から、患者さんやご家族と病院を仲介する役割が期待されます。
資 格	看護師免許、社会福祉士等の資格を有していることが望ましい。医療系の資格がない場合、採用後、医療対話仲介者の研修（原則出張扱い）を受講していただきます。
募 集 人 数	1名
勤 務 時 間	週3日（週23.25時間勤務） 勤務時間帯：月～金曜日のうち3日 8:30～17:00（休憩45分）
任 用 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ※勤務状況により次年度以降、再度の任用有
試 用 期 間	原則として1か月
所定外労働の有無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 137,320円 交通費：上限55,000円/月（実費） 有給休暇：初年度5日（1年間の任用の場合） 健康保険、介護保険（40歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額には地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されることがあります。
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理室 榎原（うめはら）まで直接電話でお問合せください。 川崎市立川崎病院 044-233-5521（代表） お問合せの後、履歴書（川崎市所定様式）をお送りください。 書類を確認後、状況に応じて面接を実施します。
応 募 要 件	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者